

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年3月14日
事業者の氏名又は名称	有限会社川田重機建設(法人番号9480002009025)(代表者 桑野恵美子)
事業者の所在地	徳島県吉野川市山川町天神22-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県吉野川市山川町天神22-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条4項
違反行為の概要	<p>令和6年10月24日及び同年12月5日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。